

令和7年度 特別栽培（有機）推進事業の概要

三芳町では、減農薬・減化学肥料農業を推進し、緑肥作物、有機肥料ブレンド材の導入による地力増進、害虫駆除器導入による適期防除、景観作物導入による風食対策を講じます。

そこで、「緑肥」・「フェロモントラップ」・「景観作物」・「有機肥料ブレンド材」を購入した人に事業費の一部として補助金を交付し、農家負担の軽減を図っていきたいと存じます。

※ 令和7年度の総補助金額は、8,000,000円となっています。

補助額＝個人の購入金額×補助率

（補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。）

1 補助対象

- ※ 緑肥補助対象は、小麦類・エン麦類・ライ麦類・ソルゴー類・その他（アフリカントール・ソイルクリーン・ヘアリーベッヂなど）
 - ※ フェロモン・トラップ補助対象は、ハスモンヨトウ用・ドウガネブイブイ用など
 - ※ 景観作物補助対象は、菜の花・ヒマワリ・コスモス・ポピー等
 - ※ 有機肥料ブレンド材補助対象は、肥料取締法に基づき、分類される肥料の種類。※対象の肥料の書類は別紙のとおり
- ※対象になるのか迷ったものは成分表の写真等やサイトURLを添付してください
- ※領収証の品名記載が無いものは別途品名が分かるものを添付してください

2 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に購入されたものが対象となります。

なお提出された領収書は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し（コピー）を添付してください。

ただし、農協（口座振替で支払い）及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方（個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る）は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付が必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が令和7年1月1日から令和7年12月31日のものが対象になります。

3 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の人が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】三芳町観光産業課 農業振興担当

電話番号（258）0019 内線212